

マイナンバー確認書類

マイナンバー制度開始に伴う本人確認に御協力ください。

新規申請では、患者さん等のマイナンバーを記入する必要があります。またそのとき、本人確認も併せて行います。なりすましその他不正利用を防止し、個人情報を保護するために御協力をお願いします。

窓口申請(本人) 患者さん“本人”が窓口で申請する場合 ※ 提示

番号確認と身元確認が必要です。※ 患者さんが18歳未満の場合は保護者

① 番号確認（申請書に記入された個人番号が正しいことを確認すること）

マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード、マイナンバーが記載された住民票又は住民票記載事項証明書のいずれかを提示してください。



マイナンバーカード



通知カード

② 身元確認（他人がなりすましをしていないかを確認すること）

番号確認において通知カード、マイナンバーが記載された住民票又は住民票記載事項証明書を御提示の場合、次の表のいずれかの書類の御提示も必要です。

表 身元確認書類

1種類	運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書、住民基本台帳カード（顔写真付き）
2種類	資格確認書、介護保険の被保険者証、神奈川県国民健康保険被保険者受療証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、年金手帳、基礎年金番号通知書、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書、特定医療費（指定難病）受給者証（有効期間内）

例えば2種類の場合、「通知カード+資格確認書+介護保険被保険者証」の書類セットが必要です。

窓口申請(代理人) 代理人が窓口で申請する場合 ※ 提示及び提出

番号確認、代理権確認及び代理人の身元確認が必要です。

※ 申請書の「申請者氏名」欄に患者さん本人の氏名が記入されていて、患者さん本人以外の方が申請書の提出のみを行う場合は、代理申請ではなく、次の「郵送申請」と同じ取扱いです。

① 番号確認

患者さん（患者さんが18歳未満の場合は保護者）のマイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード、マイナンバーが記載された住民票又は住民票記載事項証明書のコピーのいずれかを提示してください。

※ マイナンバーカードは番号が分かるように、コピーを取ってください。

② 代理権確認

次のいずれかの書類の原本を提出してください。

- 1 戸籍謄本その他資格を証明する書類（法定代理人の場合）
- 2 委任状（任意代理人の場合）

③ 代理人の身元確認

代理人の方の身元確認書類の御提示が必要です。身元確認書類は13ページの表に記載のとおりです。

郵送申請 郵送で申請する場合 ※ コピーの提出

番号確認と身元確認が必要です。※ 患者さんが18歳未満の場合は保護者

① 番号確認

患者さん（患者さんが18歳未満の場合は保護者）のマイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード、マイナンバーが記載された住民票又は住民票記載事項証明書のコピーのいずれかを同封してください。

※ マイナンバーカードは番号が分かるように、コピーを取ってください。

② 身元確認

番号確認において通知カード、マイナンバーが記載された住民票又は住民票記載事項証明書のコピーを同封の場合、13ページの表に記載のいずれかの書類のコピーの同封も必要です。

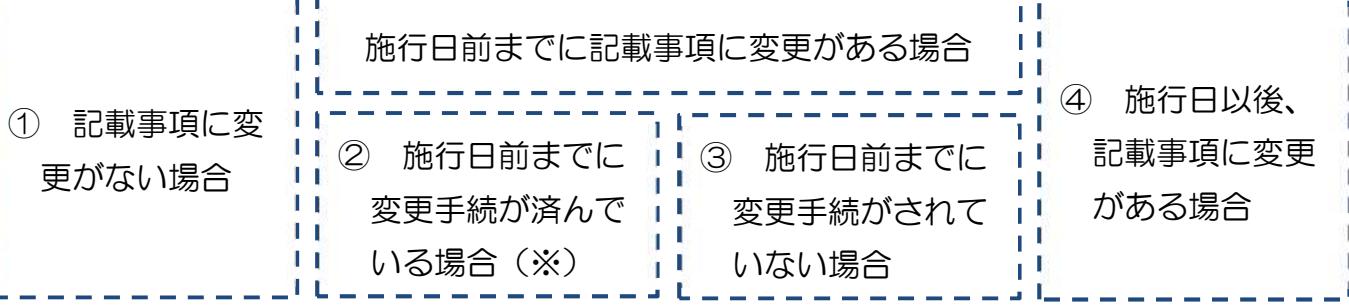
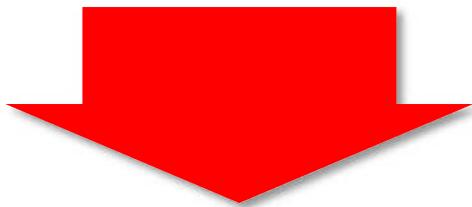
マイナンバーの本人確認
に御協力ください。



通知カード廃止後の番号確認について

デジタル手続法の施行により、令和2年5月25日（以下「施行日」という。）から、通知カードが廃止となりました。通知カード廃止後の番号確認手順は次のとおりです。

通知カードに記載の「氏名」及び「住所」を確認します。



① ②

③ ④

通知カードを番号確認のための証明書として利用できます。この場合、番号確認を行います。

通知カードによる番号確認はできません。

※ 変更手續が済んでいる場合とは、通知カードの裏面に変更事項が記載されている場合等です。

マイナンバーカードを取得した場合は、マイナンバーカード1枚で番号確認及び身元確認を行うことができます。

施行日以後、通知カードに代わってマイナンバーが通知される「個人番号通知書」は、マイナンバー法上の番号確認書類又は身元確認書類としては利用できません。